

有効期間 10年度(平成39年3月31日まで)

平成28年11月9日

各部長・参事官  
各所属長様

警務部長  
(警察安全相談課)

国外犯罪被害弔慰金等支給制度事務取扱要領の制定について (通達)

「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」(平成28年法律第73号。以下「法」という。)が、平成28年11月30日に施行されることに伴い、国外犯罪被害弔慰金等支給制度における事務の適正な処理を期するため、別添のとおり事務取扱要領を定め、法の施行日から運用することとしたので、所属職員に周知させ、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

## 国外犯罪被害弔慰金等支給制度事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下「法」という。）、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、国外犯罪被害弔慰金等（以下「弔慰金等」という。）支給制度事務に関し必要な事項を定める。

### 2 国外犯罪被害の情報提供等

#### (1) 外務省からの情報提供

国外において人の生命に関わる犯罪行為が発生した際は、外務省から国家公安委員会（警察庁）を経由して広島県公安委員会（広島県警察）に当該犯罪及び国外犯罪被害者又はその遺族（以下「国外犯罪被害者等」という。）について情報が提供される。

#### (2) 国外犯罪被害者等の支援

警務部警察安全相談課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）は、提供を受けた情報を基に、関係する所属と連携を取り、国外犯罪被害者等の支援を行うと共に弔慰金等の事務処理を行うものとする。

### 3 問い合わせの受理

各所属において、国外犯罪被害者等から問い合わせを受理した場合は、別記様式「国外犯罪被害弔慰金等支給制度問い合わせ受理票」で速やかにその概要や問い合わせ者の人定・連絡先等を被害者支援室へ報告するものとする。

### 4 制度の教示等

制度の教示は、国外犯罪被害者等の心情に十分配慮しつつ、「国外犯罪被害弔慰金等支給制度のご案内」を配布して教示すること。

### 5 申請の受理

#### (1) 申請受理手続き

申請の受理は、被害者支援室が行うものとし、被害者支援室員が警察本部又は各警察署等において手続きを行うものとする。

#### (2) 申請の申出が行われた場合

申請の受理は、申出者からの主訴のみで行うわけではなく、申出者が国外犯罪被害者等であり、かつ、申請権利を有していることを提出書類や外務省・国家公安委員会からの情報を基に確認してから行う。

よって、各所属において申請の申出を受けた場合は、被害者支援室へ速やかに連絡し、連携を取って対応すること。

なお、申請書等を持参してきた場合でも、預かるなどはせず、被害者支援室が

申請を受理するので、その際に提出するよう教示すること。

6 支給裁定のための調査

被害者支援室が行う。

7 支給裁定通知

被害者支援室が行う。

8 留意事項

- (1) 国外犯罪発生時、原則的に、外務省等から受けた情報に基づき、被害者支援室から関係所属に国外犯罪被害者等について連絡するが、外務省等が把握していない国外犯罪被害者等の親類や関係者から問い合わせがあることも想定されることから、対応に当たっての言動には十分留意すること。
- (2) 各所属において、問い合わせ等に適切に対応するため、職員に対する教養を実施すること。
- (3) 国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、法、規則で定められた手続き等が複雑であり、事務手続については全て被害者支援室で行うが、問い合わせ等を受けた場合や制度の説明をした場合は、弔慰金等の支給を受ける権利に関わるため、必ず被害者支援室に報告すること。